

令和6年
第2回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第1号

令和6年8月8日（木曜日）

議事日程 第1号

8月8日午後2時59分開議

日程第1、会議録署名議員の指名

日程第2、会期決定の件

日程第3、議案第1号及び第2号並びに報告第1号ないし第4号

出席議員（12人）

議 長	12番	佐藤 禎洋 君
副 議 長	6番	中村 吉宏 君
	1番	阿部 裕美子 君
	2番	上村 賢君 君
	3番	日下部 勝義君 君
	4番	小貫 元君 君
	5番	横尾 英司君 君
	7番	石川 さわ子君 君
	8番	川澄 宗之介君 君
	9番	池端 英昭君 君
	10番	武市 尚子君 君
	11番	佐々木 大介君 君

列席者

管理者 北海道知事 鈴木 直道 君

出席説明員

専任副管理者 折谷 徳弘 君
副 管 理 者 上石 明 君

会計管理者	辻	井	宏	文	君
総務部長	有	馬	純	生	君
振興部長	清	野		馨	君
参事(管理担当)	飛	鳥	謙	一	君
参事(企画振興担当)	中	館	泰	弘	君
参事(計画担当)	野	神	巧	一	君
参事(施設担当)	小	川	賢	二	君
出納室長	佐	藤	丈	晴	君

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	松	井	一	政	君
書記(同)	高	橋	優	介	君
書記(同)	日	置	達	也	君

午後2時59分開議

1. 開 会

○議長(佐藤禎洋君) ただいまより、本日招集されました令和6年第2回定例会を開会いたします。

午後2時59分開議

1. 開 議

○議長(佐藤禎洋君) これより、本日の会議を開きます。

1. 日程第1、会議録署名議員の指名

○議長(佐藤禎洋君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には、

横	尾	英	司	君	
阿	部	裕	美	子	君

の2名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○議長(佐藤禎洋君) 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長(松井一政君) 管理者から提出のありました議案は、議案第1号及び第2号並びに報告第1号ないし第4号であります。

このほか、監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

以上、ご報告いたします。

1. 日程第2、会期決定の件

○議長（佐藤禎洋君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日8月8日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤禎洋君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

1. 日程第3、議案第1号及び第2号並びに報告第1号ないし第4号

○議長（佐藤禎洋君） 日程第3、議案第1号及び第2号並びに報告第1号ないし第4号を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） ただいま議題となりました議案第1号、第2号並びに報告第1号ないし第4号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号、石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

お手元の議案（その1）をご覧ください。

この条例案は、樽川埠頭における港湾施設の不法占有事案を踏まえ、再発防止策として、経営状況を踏まえた審査基準の導入に当たり、通常使用に係る許可基準である第7条を、併せて、目的外使用等に係る許可基準である第10条を改めるため、改正しようとするものであります。

施行は、令和6年8月19日を予定しております。

以上、議案第1号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第2号、訴えの提起に関する件についてご説明いたします。

お手元の議案（その2）をご覧ください。

この件は、令和元年6月から樽川埠頭内の港湾施設の一部を無許可で使用している法人に対し、使用料相当額を不当に利得しておりますことから、無許可使用を継続していた期間における使用料相当額等の支払いを求めるため、民法第703条と第704条に基づく不当利得返還請求、また、当該法人の元代表取締役である代表清算人に対して、会社法第429条に基づく損害賠償請求を行うために訴えを提起するものであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決を得ようとするものであります。

以上、議案第2号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、報告第1号、専決処分報告につき承認を求める件についてご説明いたします。

お手元の議案（報告その1）をご覧ください。

この件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年6月1日付で専決処分いたしました石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、石狩湾新港管理組合

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、石狩湾新港管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、同条第3項の規定により、議会の承認を得ようとするものであります。

以上、報告第1号につきましてご説明申し上げました。

最後に、報告第2号ないし第4号についてご説明いたします。

お手元の議案（報告その2）をご覧ください。

まず、報告第2号につきましては、令和6年第1回定例会におきまして議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

また、報告第3号及び第4号につきましては、当管理組合が出捐または出資しております一般財団法人石狩湾漁業操業安全基金協会など、2法人の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものでございます。

以上、提出いたしました案件につきましてご説明申し上げました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

1. 質疑並びに一般質問

○議長（佐藤禎洋君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次、これを許します。

佐々木大介君。

○11番（佐々木大介君） それでは、私から、港湾脱炭素化推進計画の作成についてお伺いをいたします。

国土交通省では、港湾や産業の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献をするため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素、アンモニア等の受入れ環境の整備等を図るカーボンニュートラルの形成を推進しており、令和4年の港湾法の改正により、港湾管理者が官民の関係者が参画する港湾脱炭素化推進協議会を開催し、同協議会における検討を踏まえた港湾脱炭素化推進計画を作成できることが規定をされています。

本組合においても、港湾脱炭素化推進計画の策定に向けて、今年度、その予算が計上されていますことから、計画の策定の状況や、計画の策定により今後期待される効果等について、以下、伺ってまいります。

初めに、計画の策定に当たっては、石狩湾新港港湾脱炭素化推進協議会が設置をされておりまして、本年3月25日に第1回の協議会が開催をされています。

協議会では、石狩湾新港の脱炭素化に向けた方向性についての意見交換が実施をされていますが、参加者からはどのような意見があったのかを伺います。

また、今後の進め方やスケジュールについても併せて伺います。

次に、計画策定に当たっての市町村との連携についてであります。港湾の脱炭素化における水素やアンモニア等の供給において、石狩湾新港はエネルギーの大消費地である札幌市に隣接をしていることから、札幌市をはじめとする道央圏の市町村と政策の方向性を共有し、連携していくことが重要というふうに考えます。

計画の策定に当たり、こういった市町村の取組や計画とどのように連携・調整を図っていく考えなのかを伺います。

次に、計画策定後の実施主体と計画の推進についてであります。計画策定後は、その中身に基つき事業や取組を着実に実施していくことが重要であります。

計画策定後の計画の実施について、誰が主体となり、どのように計画の推進を図っていくのか、伺います。

最後に、本計画の策定によって期待される効果についてであります。石狩湾新港は、本年、商用運転を開始した洋上風力発電をはじめ、次世代エネルギーの供給拠点として様々な取組が進められており、港湾の脱炭素化においても、これらのポテンシャルを生かした取組の推進が期待をされているところです。

本計画の策定が本港にどのような効果をもたらすのか、期待される効果や取組について伺います。

○議長（佐藤禎洋君） 管理者鈴木直道君。

○管理者（鈴木直道君） 佐々木議員の質問にお答えいたします。

港湾脱炭素化推進計画の作成に関し、期待される効果についてであります。地球温暖化対策が世界的に喫緊の課題となっている中、本道においては、2050年ゼロカーボン北海道の実現に向け、全道を挙げて取り組んでいるところであり、港湾分野においても脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素、アンモニアなどの受入れ環境の整備といったカーボンニュートラルポートの形成に取り組んでいくことが重要であります。

このため、管理組合では、官民連携による協議会を設置し、港湾脱炭素化推進計画の策定を進めているところであり、港湾区域内における国内最大級の洋上風力発電をはじめ、背後地域における太陽光やバイオマス発電など再生可能エネルギーが集積している強みを生かしながら、目標を立てて計画的に脱炭素化を実現していくことで、本港の競争力強化や利用促進、さらには、地域産業の発展につながるものと考えているところでございます。

管理組合といたしましては、利用者の皆様から環境価値で選ばれる港を目指し、引き続き、計画策定に向けしっかりと取り組み、石狩湾新港地域の持続的な発展に貢献をしております。

なお、その他のご質問につきましては、専任副管理者から答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 佐々木議員の質問にお答えいたします。

港湾脱炭素化推進計画の作成に関し、まず、協議会における意見や今後の進め方についてであります。管理組合では、国のカーボンニュートラルポート政策を踏まえ、本年3月に、有識者や港湾利用者等で構成する法定協議会を設置し、計画策定に向けて検討を進めているところでございます。

第1回協議会では、脱炭素化に向けた方向性について、管理組合が示した骨子案を基に意見交換を行い、温室効果ガスの吸収に関する項目を追加したほうがよい、石狩湾新港の地域コンセプトを入れたほうがよいといったご意見をいただいたところであります。

また、今後のスケジュールにつきましては、さきの協議会において、令和7年中の計画公表を目指

すことでも承されたところであり、現在、今年の秋頃に予定しております次回開催に向けて、計画の目標設定に必要な温室効果ガスの排出量データや再生可能エネルギーや水素利用の意向などについて、臨港地区の企業などにヒアリングを行いながら、計画素案の作成を進めているところでございます。

次に、市町村との連携についてであります。港湾脱炭素化推進計画の策定に当たりましては、港湾管理者のみならず、関係自治体をはじめ、石狩湾新港地域の様々な関係者の皆様と連携しながら検討を進めることが重要であると認識しており、さきに設置した協議会には、地元自治体であります小樽市と石狩市はもとより、隣接する札幌市にも参画いただいているところでございます。

管理組合といたしましては、関係自治体における再生可能エネルギーの地産地消や水素の利活用といった取組や計画を参考としながら、本港の脱炭素化推進計画が自治体の脱炭素化の方向性と調和したものとなるよう、引き続き、緊密に連携しながら検討を進めてまいります。

最後に、計画の推進についてであります。計画策定後におきましては、P D C Aサイクルを適切かつ効果的に活用し、目標の達成などに向けた取組を着実に進めていくことが重要と認識しております。

このため、管理組合といたしましては、策定後も港湾脱炭素化推進協議会を活用し、計画目標の達成状況や取組の進捗状況などについて、定量的に把握、評価し、取組に反映するなど、管理組合が主体となって、本計画の推進管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 佐々木大介君

○11番（佐々木大介君） ただいま、お答えをいただきました。

特に石狩湾新港につきましては、今、様々な再生可能エネルギーの導入など既に脱炭素化の先進港湾として進んでいる実情もありますし、また、札幌市という道央圏の大きな都市を抱える、後背地に大きな都市を抱える港湾でもあります。

そういった意味で、これからの脱炭素の本当に先進港湾となることが期待されているところもあります。その中でも、特に今、協議会のほうには札幌市にも参画いただいているということでもありますので、ぜひとも、こういった札幌市の取組が、やはり今後の水素やアンモニア等のサプライチェーンの構築には政策を共有していく上で大変重要だというふうに思っておりますので、この協議会を通じて、様々な道央圏、札幌市をはじめ地元自治体との連携・調整を図っていただきますよう求めまして、質問を終わります。

○議長（佐藤禎洋君） 佐々木大介君の質問は終了いたしました。

中村吉宏君。

○6番（中村吉宏君） 一般質問をいたします。

まず、北海道バレー構想における石狩湾新港の役割について伺います。

今、建設中のラピダス北海道工場を軸に、半導体の製造に関連した事業体を誘致し、クリーンエネルギーの生産利用を通じて企業のGX化を進めようとする北海道バレー構想が進捗を見せておりません。

これに関し、伺います。

今後の港湾の利用についてであります。

ラピダス北海道工場が千歳市に立地し、その関連企業も周辺に立地をする動きが見えるところ、製品や関連資材の輸送について、空輸、海運の利用が期待される場所でもあります。

石狩湾新港管理組合としては、石狩湾新港の利用に大きく期待をしたいところであるわけですが、北海道バレー構想からもたらされる製品生産関連資材等の輸送における石狩湾新港の利用について、現状、何か検討されているものがあるのか、示してください。

次に、クリーンエネルギー施設立地に向けた取組について伺います。

本年1月に、グリーンパワーインベストメント社による洋上風力発電施設が稼働しました。

さらに、今後、石狩湾沖に風力発電施設が展開をすることも伺っております。

脱炭素化に向けて、クリーンエネルギー施設建設がさらに加速することが期待されます。

また、風力発電に限らず、バイオマス発電施設についても、新しいエネルギー確保の観点から有効と考えます。

しかしながら、燃料の取扱いに関し、この石狩湾新港地域で稼働する施設で火災事故が発生し、そこから負傷者が発生をいたしました。

負傷された方には、心からお見舞いを申し上げます。

こうした事故は、他の地域でも発生しているようですが、燃料の危険性や取扱い上の課題など、再発防止に向けて、確認、周知が求められるものと考えます。

今後、バイオマス発電施設が石狩湾新港地域に参入する可能性もあるものと思われれます。

現状、誘致の状況も含め、具体的な参入の予定などがあればお示しください。

また、石狩湾新港には、以前、王子エフテックス社が使用していた木材チップ積出しのための港湾施設も存在し、この利用も含めて、背後地を利用する木質ペレット等の燃料を使用する発電施設の稼働も有効と考えます。

ポートセールスとともに、利用促進に向けて積極的に取り組むべきと考えますが、見解とともに、誘致に向けた取組についてお考えをお示しください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 中村議員のご質問にお答えいたします。

初めに、北海道バレー構想における石狩湾新港の役割に関し、本港の利用についてであります。ラピダス社が提唱した北海道バレー構想は、苫小牧から千歳、札幌、石狩を結ぶ一帯をDXとGXの産業拠点にするものと承知しており、今後、この一帯における関連企業の立地、集積や全道への波及効果などが期待されているところでございます。

このような中、現時点におきまして、関連する企業等から、本港利用に係る具体的な話はないものの、管理組合といたしましては、最先端半導体企業及び半導体関連企業の立地に関する相談窓口である一般社団法人北海道新産業創造機構をはじめ、関係各所に対して、本港の特徴を説明するなど、引き続き、本港の利用につながるよう取り組んでまいります。

次に、クリーンエネルギー施設立地に向けた取組に関し、まず、バイオマス発電施設についてであります。本港の背後地域における企業誘致については、小樽市や石狩市をはじめ、地域の開発造成などを担う石狩開発株式会社が積極的な誘致に取り組んでいるものと承知しております。

また、バイオマス発電施設については、経済産業省の関係団体などの公表資料によりますと、現在、新港地域内では2件のバイオマス発電所の事業が予定されていると承知しております。

最後に、西地区の利用についてであります。本港の西埠頭は、大型船により大量輸送されるバルク貨物を背後ヤードへ効率的に荷さばきできる施設を有していることから、これまでも利用の可能性があると考えられる企業に対し、本港の地理的優位性や港湾施設の特徴を説明しておりますほか、首都圏の関連企業を対象とした説明会においても幅広くPRしているところでございます。

管理組合といたしましては、今後とも、西埠頭の荷役機械や荷さばき地など、港湾施設の利用促進に向けて、関係機関とも連携し、積極的なPR活動に取り組んでまいります。

以上でございます。

○6番（中村吉宏君） 終わります。

○議長（佐藤禎洋君） 中村吉宏君の質問は終了いたしました。

小貫元君。

○4番（小貫元君） 日本共産党を代表して質問をいたします。

初めに、港湾建設費についてです。

今年度の配分額は、北防波堤で、当初予算比4%の2500万円でした。事業内容も、昨年度に引き続き、深淺測量のみとなっています。

2017年度には、港口付近において、2003年度にしゅんせつした範囲とほぼ同じ範囲に砂が堆積しており、航路の際に向かって最大約4.5メートル堆積していたとして、中央航路のしゅんせつを実施しました。

港湾計画では、中央航路の水深はマイナス14メートル、港口付近の一部がマイナス15メートルとなっています。

石狩湾新港の漂砂について、過去の答弁から整理しますと、漂砂は、石狩川由来の土砂が海浜流などにより港口から港内に移送されること、その対策としては、対策工は、検討すべき課題はあるものの、航路埋没のための有効な対応策であり、適切な時期に事業化できるよう検討との内容です。

2015年度の測量図面と昨年度の測量図面を比較してみますと、港口については、水深マイナス14メートル未満の範囲は、2015年度のほうが広いと思われませんが、航路内の中央埠頭北側で、水深マイナス14メートル未満の範囲が広がっています。

北海道開発局としては、深淺測量の結果、航路しゅんせつを検討しているのではないですか。また、漂砂の対策工の事業化についての検討状況について説明を求めます。

中央埠頭北側の航路埋没と、泊地の一部の水深が深くなっていることについて、2017年度しゅんせつ前と同様の傾向なのか、違うのならどのような理由と分析しているのか、説明してください。

昨年年第3回定例会では、北防波堤延伸工事について、2022年度に実施した事業費が約2億5000万円で、残事業費は71億円になるとの答弁がありました。

昨年度と今年度の配分額は合わせて約4900万円ですから、あと70億円以上の事業費が想定されています。平均しても、来年度以降、14億円の事業費です。

加えて、東地区は、国の事業再評価の資料によれば、直轄事業分で約94億円、今年度の配分額約18億円を引くと76億円をあと4年で実施するとなれば、単年度で19億円、北防波堤と合わせると33億円の配分が必要になります。それでも、管理組合は、歳出抑制に取り組んできているとしながら、集中的に事業を実施することが必要と事業費負担を顧みずに進めています。

現在の進捗状況を踏まえ、二つの直轄事業の計画見直しが必要ではないですか、お答えください。

来年度予算要求では、北防波堤延伸工事20億5000万円のうち、ケーソン製作は75メートルで14億円とのことです。

令和2年度に実施した事業再評価で、整備期間の延伸について、ケーソン据付けを開始したところ、ケーソン製作に必要な大型作業船の調達が困難な状況であることから、ケーソンの年間製作据付け回数の見直しが必要となったため、整備期間を延伸しますと述べられています。その理由として、ケーソン2函同時製作が可能な大型作業船の調達が困難としています。

新年度で3函製作できる担保が取れているのでしょうか。

また、今後、継続的に単年度で2函同時製作が可能になったのか、お答えください。

提出されている資料でも、完成年度は予算配分の状況により変更ありと記載されています。ケーソン製作だけとってみても、あと5年で完成は難しいと考えるのが当然です。

管理組合として、2029年度完成を求めずに、工事の凍結もしくは再度の整備期間の延期を検討して来年度予算要求を立てるべきではありませんか、お答えください。

2015年度から2024年度の10年間、石狩湾新港の直轄事業への配分額は134億4000万円、一方、小樽港への同じ期間の配分額は76億円とおおよそ半分の配分でしかありません。

北海道全体で港湾整備の直轄事業の今年度の当初配分は149億円、その12.5%が石狩湾新港に配分され、小樽港には僅か3%、石狩湾新港への配分額の4分の1の配分です。こうした予算配分の不均衡がある中で、道内の港湾は整備に苦慮してきました。

港湾計画では、石狩湾新港は、小樽港と連携しながら札幌圏の流通港湾として役割を果たすと述べていますが、石狩湾新港に多額の予算が流れています。

北海道内にある重要港湾12港における2022年の取扱貨物量は1億8866万トンでした。20年前の2003年の取扱貨物量は2億1949万トンでしたから約86%と落ち込んでいます。

しかし、石狩湾新港は336万トンから545万トンと162.1%に伸び、小樽港は1291万トンから1136万トンと88%に落ち込みました。特に、小樽港の一般貨物では、133万トンから86万トンに64.7%と激減です。

管理者には、石狩湾新港の整備推進により、小樽港の整備が遅れ、貨物の減少に拍車をかけているとの認識はありますか、お答えください。

今年4月に、特定利用港湾として道内5港が指定されました。特定利用港湾は、いざとなれば、自衛隊や米軍の優先利用につながることは間違いなく、特定利用港湾として整備すること自体が、アメリカの指揮下に自衛隊を置き、アメリカの戦略に組み込まれることとなります。今からでも撤回すべ

きです。

さて、これら5港への直轄事業と補助事業を合わせた2022年度の予算配分は、石狩湾新港が10.3%、苫小牧港が21.9%、釧路港が23.3%、室蘭港が3.4%、留萌港が1.1%と、5港で6割を占めます。石狩湾新港、苫小牧港、釧路港の3港だけでも55%です。これら5港は、一般貨物の取扱量でも全道のシェアの8割を占めます。

特定利用港湾に指定されたことで、予算配分が加味されることになるのではないですか。ますます予算配分に偏りが起きると思いませんか。また、そうなれば、地域の安全と引換えに予算を手に入れることになりませんか、お答えください。

次に、議案第1号、港湾施設管理条例の一部を改正する条例案についてです。

管理組合は、樽川埠頭における港湾施設の不法占有事案を踏まえて、再発防止策として、このたび条例の改正を提出しました。

再発を防止しなければならないことは理解できます。しかし、今後の再発防止策として許可申請を厳格化することが最良の策なのか、疑問が残ります。

港湾施設管理条例第7条に、申請者が当該港湾施設を原状に回復することが困難であるおそれが認められるときの1号を追加するものです。現行条例第7条第2号では、許可の取消しを受け、その取消しのあった日から2年を経過しないとき、3号では、過料に課せられ、その処分のあった日から起算して2年を経過しないときとの定めがあります。

許可の取消しについては、第20条で、この条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反した者について、管理者が許可を取り消すことができることを定めています。

未納については、管理条例施行規則第11条に定める使用料の納期に違反しているものとして、許可取消しを行うことも可能になっています。

現行でも、条例、規則に反しているから許可を取り消すことができ、その者は、2年間については、許可されることができないという規定があります。

現行条例であっても、使用料を滞納した者の許可については、規制できると読み取れますが、現行条例のままでは難しいとする理由を説明してください。

北海道の他の重要港湾で、同様の許可申請の厳格化を行っている港湾について、事例を示してください。

第10条の目的外使用に第7条の基準を準用するようにし、現行条例第10条第2号の規定を第7条に移動します。第10条第2号では、当該港湾施設を原状に回復させることが困難であると認められるときとあります。条例改正第7条第4号は、「困難であるおそれが認められるとき」と「おそれ」という一言が加えられています。この「おそれ」を加えた意図を説明してください。

また、恣意的に運用されるおそれはないと言えますか、お答えください。

一時的に赤字を抱え、滞納を余儀なくされた場合、許可の厳格化により、経営再建の道が閉ざされることがあってはならないと思いますが、管理者の見解を示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 小貫議員の質問にお答えいたします。

初めに、港湾建設費に関し、まず、航路しゅんせつと漂砂対策工についてであります。航路しゅんせつについては、国から、深淺測量結果を参考に、安全性、緊急性の観点から、海上保安部などと協議の上、その実施について判断していきたいと聞いているところでございます。

また、漂砂対策工につきましては、国の漂砂検討委員会において、防砂堤などの漂砂対策の有効性が確認されたため、今後、国や港湾管理者などの関係者による事業化に向けた勉強会を開催し、検討を進めていきたいと聞いているところでございます。

管理組合といたしましては、船舶の航行に支障がないよう、国の深淺測量結果や各種検討状況を注視しつつ、本港の適切な機能維持に努めてまいります。

次に、航路や泊地の状況についてであります。国からは、平成29年度の航路しゅんせつ以降、港口の土砂の堆積速度が遅くなっている状況は把握しているが、石狩川由来の土砂が海浜流などにより、港口から港内に輸送されるといった基本的な漂砂のメカニズムは、現在でも大きく変化していないとの認識であると聞いております。

なお、泊地の水深が一部で深くなっていることにつきましては、令和2年に、中央埠頭北側において、民間事業者がしゅんせつを実施したことが一因と考えられます。

次に、北防波堤と東地区の直轄事業についてであります。北防波堤の延伸につきましては、港内静音度の向上により避泊水域を確保し、海難の減少を図るために重要な施設であり、また、東地区の整備につきましては、船舶の大型化への対応により、鉄スクラップの国際競争力を強化するための重要な施設であると認識しておりますことから、管理組合では、早期完成に向け、国への要望活動などに取り組んでいるところでございます。

こうした中、国からは、これらの事業の必要性に変わりはなく、現時点において、直轄事業の計画見直しを行う予定はないと聞いているところでございます。

次に、ケーソン製作についてであります。令和2年度に実施した国の事業再評価におきましては、作業船1隻に対して、ケーソンを1函製作する工程を年間2サイクルまで施工可能であるとされているところでございます。

そのような中、令和7年度の予算において製作を要望しているケーソン3函のうち2函につきましては、既設部分との接続部に該当し、他の一般部と異なり堤体幅が小さいため、作業船1隻で、この2函を同時に製作可能でありますことから、年間2サイクルで合計3函を製作できると聞いているところでございます。

なお、残るケーソンにつきましては、全て一般部であり、事業再評価時と同様の考え方であると承知しております。

次に、北防波堤の予算要求についてであります。北防波堤の延伸事業につきましては、早期完成に向け、これまでも全体の整備計画を勘案しつつ、国へ要望しているところであり、令和7年度の予算要求につきましても、こうした考え方の下、作業船舶の動向や施工に係る諸条件を国に確認した上で実施可能な施工量を検討し、要求する工事内容を判断しているところでございます。

次に、予算配分額についてであります。直轄事業の予算につきましては、国において社会経済情

勢や財政状況などを勘案した上で配分されるものと承知しております。

管理組合といたしましては、本港に係る直轄事業予算はもとより、本道全体の港湾予算の確保に向け、道内の港湾管理者と連携して要望活動に取り組んでいるところであり、令和7年度予算につきましても、引き続き、港湾予算の総額確保に取り組んでまいります。

なお、直轄事業の予算配分額と当該港湾の取扱貨物量との間に直接的な相関はないものと考えているところでございます。

次に、特定利用港湾の予算配分についてであります。国の説明によりますと、特定利用港湾となった場合でも、あくまで港湾予算全体の中で民生利用のための必要性で判断することを前提とした上で、自衛隊や海上保安庁のニーズも踏まえた整備の重要性を追加的に考慮し、個々の事業の配分額を判断すると聞いております。

また、個々の事業において具体的にどのような差が出るかにつきましては、あくまでも港湾予算全体の中で判断することになるため、明らかにすることは困難であると聞いているところでございます。

次に、港湾施設管理条例の一部を改正する条例案に関し、まず、不法占有事案の再発防止策についてであります。このたびの条例改正案は、樽川埠頭での当該事案を踏まえた再発防止策の一つとして、許可を得て港湾施設を使用している者が使用終了したとき、または、許可の取消処分等を受けた場合に、原状回復義務が履行されない事案へ対応するため、申請者による原状回復費用の負担能力を判断する際に必要となる経営状況に関する審査を行う根拠として、許可基準の条文を追加するものでございます。

なお、港湾施設使用料等を滞納した者に対する使用許可の取消し等につきましては、現行の条例においても可能でございます。

次に、他の港湾における事例についてであります。管理組合において、複数の重要港湾などに聞き取りをしたところ、許可申請の審査に関し、経営状況を踏まえた許可基準を規定しているなどの類似する事例はなかったところでございます。

次に、改正条文についてであります。このたびの条例改正案は、経営状況を踏まえた許可基準を新たに導入するため、根拠となる条文を第7条第1項第4号に追加するものでございます。

この改正により、使用許可を得ようとする者が債務超過になるなど経営状況が悪化している場合は、原状回復義務が履行されないおそれがあるものとして許可しないことができることとするものでございます。

なお、運用に当たりましては、許可申請時に恣意的な審査とならないよう、具体的な審査項目を定める予定であります。

最後に、使用料等の徴収猶予についてであります。許可を得て港湾施設を使用している者が、事情により経営状況が悪化し、使用料の滞納を余儀なくされたなどの場合は、石狩湾新港管理組合諸収入金の徴収に関する条例施行規則の規定において、徴収を猶予することができることとしているところでございます。

管理組合では、この規定に該当し、徴収を猶予した場合においても、申請者の状況を勘案の上、港

湾施設の継続使用について配慮することとしております。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 小貫元君。

○4番（小貫元君） 再質問をいたします。

初めに、航路の関係です。

漂砂の対策工は、今後、検討を進めていきたいと聞いているとのことでしたけれども、事業化されれば、多額の予算が必要になるわけです。

本来、中央航路は、港口の一部がマイナス15メートル、航路全体がマイナス14メートルと、港湾計画で示されています。

しかも、中央埠頭については、民間事業者が自らしゅんせつしたと、港湾利用者が自らしゅんせつしないと使えない港になっているというのですから驚きです。

管理組合として、現状で問題ないとの認識ですか。漂砂対策工の計画を早めに明らかにすることが、全体的な事業費の平準化の観点からも求められているのではないですか。

直轄事業の予算配分は国で決める、予算配分額と取扱貨物量との間に直接的な相関はないのだと言います。

しかし、直接的でなくても間接的には生じます。北海道開発予算の港湾整備は、大体、200億円前後で推移しています。大枠は決まっているわけです。

答弁でも総額を確保したいということをおっしゃっていましたが、一部の港が多くなれば、他港は少なくなるという構図になります。だからこそ、石狩湾新港だって、どの港湾だって、予算確保に必死なわけです。

聞き方を変えますが、石狩湾新港への国の配分額確保が石狩湾新港の貨物増につながるという認識はありますか、お答えください。

次に、条例案についてです。

まず、現状でも滞納した者に対する許可取消しは可能であるが、申請者の原状回復費用の負担能力を判断するために条文を追加すると、また、他港で類似の許可基準を定めている事例はないという答弁でした。

答弁では、恣意的な審査とならないよう、具体的な審査項目を定める予定だということでした。

しかし、条文上は、客観的に判断されない可能性が残されていると。やはり、必要以上の許可申請が厳しくなることが危惧されます。

いわゆる悪質な事業者でなくても、今までならば許可を受けられていた事業者が受けられなくなるおそれがあるのではないですか、お答えください。

以上です。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

初めに、港湾建設費に関し、まず、航路しゅんせつなどについてであります。航路しゅんせつについては、国において漂砂特性の変化を把握する必要があるとして、これまで深淺測量によるモニタ

リングを継続しているところでございます。

管理組合といたしましては、船舶の航行に支障が生じないよう、国からのモニタリング結果を確認しながら、引き続き、本港の港湾機能の確保に努めてまいります。

また、漂砂対策工につきましても、国の漂砂検討委員会が慎重に検討した結果であり、有効な対応策であると考えますが、事業化の時期につきましても、いまだ検討しなければならない課題がありますことから、今後の勉強会での検討結果などを踏まえ、適切に判断してまいります。

次に、予算配分額と取扱貨物量についてであります。長期的な視点では、国の予算配分額の確保により港湾機能の強化が図られ、かつ、ポートセールス活動の効果などにより本港の利用促進につながるものと考えます。

なお、港湾施設の整備には一定の期間を要することや、完成後の効果発現までには社会経済情勢などによる時間差もありますため、短期的な視点では、工事に係る予算配分額と、その時点での取扱貨物量との間に直接的な相関はないものと考えているところでございます。

最後に、港湾施設管理条例の一部を改正する条例案に関し、許可申請時の審査についてであります。管理組合では、許可申請時における審査に際し、過去5年間において港湾施設を適正に使用した実績のある者に対しては、決算書等の添付書類の提出を免除しているところであり、条例改正案で、この部分に変更の対象としていないことから、引き続き、こうした免除を継続してまいります。

また、当港を初めて使用する者、または、前回の使用から5年以上経過した者などに対しては、経営状況に関する審査の対象となりますが、債務超過でかつ収支が赤字であるといった特に経営状況が悪化している場合を除き、使用を許可する考えでございます。

以上でございます。

○4番（小貫元君） 終わります。

○議長（佐藤禎洋君） 小貫元君の質問は終了いたしました。

以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

1. 討 論

○議長（佐藤禎洋君） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小貫元君。

○4番（小貫元君） 日本共産党を代表して、議案第1号、港湾施設管理条例の一部を改正する条例案について、否決を主張し、討論を行います。

第1に、他港と比較しても厳しい許可要件であることです。

第2に、現行条例でも滞納者に対して許可の取消し、新規の許可を認めないことが可能だからです。

第3に、原状回復は困難であるおそれがあるという主観的な判断基準が条文に書き込まれることです。

そのことによって、特に経営状況が悪化している場合を除き使用を許可する考えとは言いますが、決算を行っていない事業者などを含め、初めて利用する事業者などが審査を受け、排除されかねませ

ん。

そして、具体的な要件は、議決権の範囲外である要領で定められます。

以上を申し上げ、討論といたします。

○議長（佐藤禎洋君） 以上で、通告のあった討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

日程第3のうち、議案第1号を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は、起立によります。

本件を、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤禎洋君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3のうち、議案第2号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤禎洋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第3のうち、報告第1号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤禎洋君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（佐藤禎洋君） これをもちまして、令和6年第2回定例会を閉会いたします。

午後3時52分閉会